

※太字は、令和8年度の重点施策

区 分		業務内容
運営体制		
①職員体制	令和8年4月1日現在 保健師 4 人 主任介護支援専門員 3 人 ※配置基準(①/②が1, 500人以下) 社会福祉士 3 人 (令和8年4月1日時点) 介護支援専門員 6 人 ①65歳以上の高齢者数：13,906人 看護師 1 人 ② センター人員：12人 その他 1 人 ③3職種一人あたりの高齢者数：1390.6人	
②活動計画	毎週 ア、センター会議 毎月 イ、全体ミーティング ・事例検討及び事例の共有化 ・研修参加や勉強会の調整（虐待防止等研修企画） ・苦情処理の対応の協議 ・個人情報の取扱いの徹底 ・公正・中立の徹底と書類作成等の共有化 ・交通安全、あいさつ運動 ・執務室内の整理	
総合相談支援業務		
	市報（令和8年9月号掲載予定）、ホームページへの掲載 民生委員会等の会議へ出向いての広報活動、連携 嘉麻市ケアマネ連絡協議会との連携、相談支援 医療機関や関係機関との連携 市内5箇所の在宅介護支援センターとの連携 総合相談窓口として、適切なサービス・機関の紹介体制	
権利擁護業務		
成年後見制度	後見人等報酬助成 後見人等市長申立、後見人等親族申立支援 日常生活自立支援事業等の活用,かま権利擁護センターとの連携 虐待に関する迅速な対応（関係部署や関係機関との連携） 虐待防止や早期発見にむけて警察との情報共有 消費者被害の防止や早期発見にむけて消費生活センターや警察との連携 認知症の普及啓発と併せた広報活動（市報令和8年9月号掲載予定） 成年後見制度利用促進計画及び中核機関設置の検討（他市町及び他課と協議）	

区 分		業務内容
包括的・継続的ケアマネジメント業務		
地域ケア会議 地域ケア会議助言者連携会議 地域包括ケアシステム推進会議		嘉麻市ケアマネ連絡協議会との連携、相談支援 医療機関や介護保険事業所等との連携体制 地域の医療・保険・福祉のサービスや民間の様々なサービスの情報提供 地域ケア会議等による自立支援のマネジメントの支援 助言者連携会議による多職種・多機関との地域ネットワークの構築 地域ケア会議等による地域課題の抽出や課題解決にむけて情報共有化・政策提言
認知症にやさしいまちづくり事業		
①認知症の普及啓発 ②早期診断・早期治療への支援 ③介護者への支援 ④見守り体制の構築		アルツハイマー月間（９月）のイベント開催 図書館、美術館との協賛 認知症サポーター養成講座：市職員、嘉麻市内全小学校への普及 キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座講師）の育成 嘉麻市認知症ガイドブック（ケアパス）の活用（HP掲載中） 認知症に関する相談、警察・医療機関等との情報共有や連携 認知症初期集中支援チームの活用（見立病院、飯塚医師会） 認知症地域支援推進員3名配置 本人ミーティング（認知症本人が事業参画及び情報交換）、伴走型支援 嘉麻市認知症家族の会との情報交換 オレンジサロン（認知症カフェ）市内11か所 ※別紙2 新しい認知症観の普及啓発活動 情報提供シート（SOSシート） チームオレンジ員の活動推進 地域と関係機関（若年性認知症センター含む）との連携
在宅医療と介護の連携事業		
		飯塚医師会に2市1町で委託(飯塚医療圏域内) ①現状分析・課題抽出・施策立案（計画）に関すること ・地域の医療・介護の資源の把握 ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進 ②対応策の実施に関すること ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・地域住民への普及啓発 ・医療・介護関係者の情報共有の支援、地域の習得等のための研修などの 地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援 ③対応策の評価の実施、改善の実施に関すること ④在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携に関するもの ※在宅医療・介護の社会資源リスト作成など ※市民向け講演会や専門職向け研修会の開催など ※5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会の開催など

区 分	業務内容
生活支援体制整備事業	
	・生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）配置 ・地域課題の把握及び課題解決の向けての情報共有化 ・就労的活動支援コーディネーターの配置 ・5地区の日常生活圏域に第2層協議体を設置し「住み慣れた地域で安心して暮らすために」をテーマに、地域でのゆるやかな見守りや困りごとの問題解決に向けて月1回程度集会を開催し活動するもので行政区単位できめ細やかな開催の拡大を図る。
指定介護予防支援業務	
	要支援1・要支援2、事業対象者のケアプラン 一部委託居宅介護支援事業所 ※別紙3 一部委託事業所一覧表 適切な介護支援専門員の担当件数の管理 自立支援に向けたプラン作成の支援・助言 介護保険事業所等との連携、医療機関との連携の充実
介護予防・日常生活支援総合事業(平成29年度から実施)	
	デーサービスとヘルパー事業の適正なプランニング 要支援1、2及び事業対象者の自立支援のケアプラン 非該当認定者に向けた地域での活動のスムーズな支援 介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所へ委託 ※別紙3
一般介護予防事業	
	ア、介護予防把握：新規申請要支援認定情報と医療情報を活用した分析 イ、介護予防普及啓発事業 ・出前講座・健口教室・お元気デイ ウ、介護予防教室の開催 ・元気でい隊（該当条件を追加し、フレイル予防実施） ・いきいき運動教室 ・らくらく水中運動教室 ・トランポリン教室（1会場）：OB会活動サポート支援 ・トランポリンインストラクター養成事業 エ、地域介護予防活動支援事業 ・フレイル予防研修会及びフレイル測定会：市職員対象 ・フレイル予防サポーター養成講座 ・協会及び東大方式のフレイルチェック実施（データ分析及び評価） オ、地域リハビリテーション活動支援事業 ・専門職からの関与 ※高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施：令和3年度より市民課、健康課と連携し実施。